

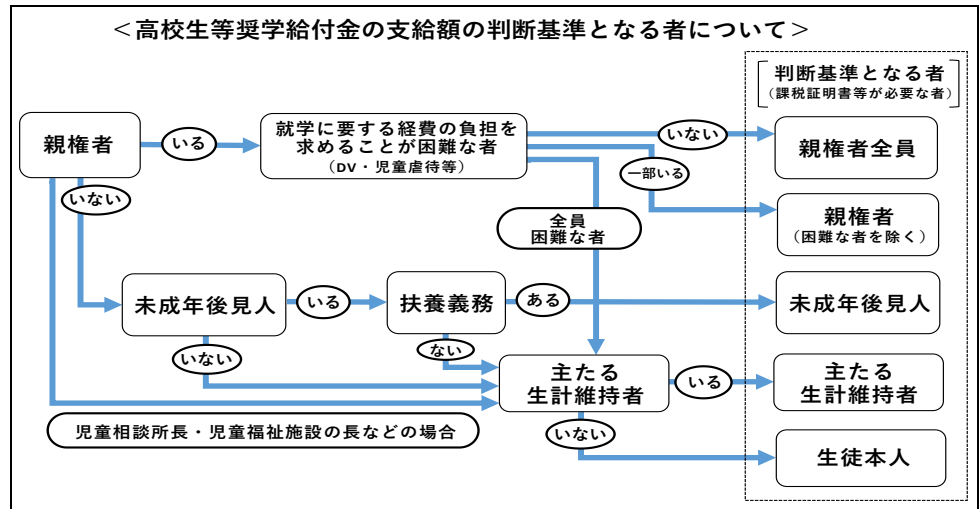
高校生等奨学給付金(国公立) 申請の手引き

令和8年度 通常申請

◆1 申請者

保護者等

1. 保護者等とは、原則親権者である父母のことです。
2. 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
3. 入学時点で高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。



(参考) 文部科学省：高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の手引き

◆2 認定基準日

令和8年7月1日(状況確認日)

◆3 提出締切

令和8年7月 日

※ 締切は在学する高等学校等に確認してください。

※ 高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

※ 上記期限までに学校へ提出された新入生の方は優先的に審査を進めます。

◆4 給付時期

9月頃～翌年1月頃

※ 審査の終わったものから順次振り込みます。

※ 昨年度と同時期に振り込まれるとは限りません。

また、兄弟姉妹がいる場合も振込時期はそれぞれ異なります。

◆5 提出先・問い合わせ先

➤ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・ 在学する高等学校等

➤ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

※申請書類を郵送する際は、必ず簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

◆6 対象となる世帯

対 象 と な る 要 件	
所得	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯 ○ 保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯 ○ 保護者等全員の住民税所得割額合計が105,500円未満の世帯 ○ 保護者等全員の住民税所得割額合計が105,500円以上182,500円未満の世帯 <p>※保護者等全員とは・・・原則親権者（父・母がいる場合は2名とも） ※非課税とは・・・所得割額が0円の場合（均等割額に課税があっても対象） ※住民税所得割額とは・・・令和8年度道府県民税および市町村民税の所得割額</p>
高校生等の在留資格	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本国籍を有している ② 特別永住者 ③ 永住者 ④ 日本人の配偶者等 ⑤ 永住者の配偶者等 ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦ 家族滞在のうち日本の小学校および中学校を卒業し、高等学校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 <p>※上記①～⑦に該当しない場合・・・生活保護世帯・非課税世帯のみ対象 （在留資格が「留学」の新入生を除く）</p>
在学	<p>国公立高等学校等に在学している生徒がいる世帯</p> <p>※高等学校（全日制・定時制・通信制）・高等専門学校（1～3学年）等</p>
在住	<p>保護者等が令和8年7月1日に三重県内に住所を有している世帯</p> <p>※ 保護者等のいずれかが令和8年1月1日時点で海外に居住している場合は令和8年度の課税証明書等が発行されないため対象世帯ではありません。</p> <p>※ 保護者等の住所が三重県外の場合は、住民票のある都道府県にお問い合わせください。</p>

詳しくは「高校生等奨学給付金 受給資格チェックシート」で確認してください。

◆7 給付額

世帯種別	課 程	給付額
生活保護世帯（生業扶助受給世帯）	全日制・定時制・通信制・高専	32,300円
住民税所得割額が非課税の世帯	全日制・定時制・高専	143,700円
	通信制	50,500円
住民税所得割額合計が105,500円未満の世帯	全日制・定時制・高専	47,900円
	通信制	16,830円
住民税所得割額合計が105,500円以上182,500円未満の世帯	全日制・定時制・高専	35,930円
	通信制	12,630円

◆8 提出する書類

提出する書類		生活保護 (高等学校等就学費) 受給世帯	非課税世帯	・105,500円未満	
				・105,500円以上 182,500円未満	
高校生等が日本国籍の場合		様式①～⑤ 添付書類⑦～⑩が必要		※県外校生は様式⑥も必要	
高校生等が外国籍の場合		様式①～⑤ 添付書類⑦～⑫が必要		※県外校生は様式⑥も必要	
様式	①	高校生等奨学給付金申請書(様式1)	○	○	○
	②	給付金の振込について(様式1 別紙2)	○	○	○
	③	高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について(様式1 別紙3)	○	○	○
	④	委任状(様式3) ※振込先を申請者以外に委任する場合のみ必要	○	○	○
	⑤	奨学給付金申請書類チェックシート	○	○	○
	⑥	在学証明書(様式5) ※県外校生のみ提出が必要	○	○	○
添付書類	⑦	住民票 ※申請者・申請者以外の保護者等・高校生等本人のもの ※世帯主・続柄の記載が必要 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの 高校生等が外国籍の場合は、世帯主・続柄・国籍・在留資格 在留期間等の記載が必要	○	○	○
	⑧	高校生等本人の戸籍謄本(全部事項証明書) ※申請者が「未成年後見人」の場合のみ必要	○	○	○
	⑨	生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書	○		
	⑩	令和8年度課税証明書等(非課税証明書でも可) ※親権者が父・母の場合は2名とも必要 ※「所得課税証明書」「課税証明書」など市町村によって 名称が異なりますので注意してください。		○	○
	⑦の住民票に国籍・在留資格・在留期間等の記載がない場合は必要				
	⑪	次のどちらかひとつを提出 ○特別永住者証明書の写し(コピー) ○在留カードの写し(コピー)	○	○	○
	在留資格が家族滞在のうち高等学校等卒業後、日本で就労し定着する意思があると認められた人のみ必要				
	⑫	次のどちらも(両方)を提出 ○日本の小学校の卒業証書の写し(コピー)または卒業証明書 ○日本の中学校の卒業証書の写し(コピー)または卒業証明書	○	○	○

提出するときは



- ▼添付する書類は「A4」サイズにあわせてください。
- ▼申請書類、添付書類を上表の順番(①が一番上)に重ねて、左上をステープルでとめてください。
- ▼提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・添付書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!
(不備があると、給付が遅れる原因になります。)

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付できない場合があります。
 ※県内の高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限り、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し(原本を提出した学校名・名前を明記)の提出でかまいません。

次のページ **◆9 提出する書類の注意点** をよく読んで確認してください

◆9 提出する書類の注意点

提出する書類の番号・書類	注 意 点
<p>① 申請書（様式 1）</p>	<p>必ず黒いボールペンで記入してください。 こすると消せるペン、消えるペンでの記入は受付できません。 ・訂正する際は二重線を引いてください。 （修正テープや修正液は使わないでください。） ・住民票住所欄は、略さずに住民票どおり正確に記入してください。</p>
<p>② 給付金の振込について（様式 1 別紙 2）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>振込先通帳の 必要 5 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 金融機関名 ※ 本支店名 ※ 預金種目 ※ □座番号 ※ □座名義 （カタカナ表記） </div>	<p>振込不能を防ぐための重要な書類です。通帳の写し等の貼付は下記の注意をよく読んで間違いのないようにしてください。</p> <p>★左記の振込先通帳の必要 5 項目が表記されていない場合 以下の場合は各金融機関等に問合せ、または各金融機関等のホームページから左記の必要 5 項目情報を取得して貼り付けてください。 ・通帳レス、インターネット銀行等 ・クレジットカード機能付きキャッシュカード</p> <p>★ゆうちょ銀行のキャッシュカードの場合 以下の理由により、キャッシュカードの写しと、ホームページから取得した情報の両方を貼り付けてください。 ・キャッシュカードは支店名が判明しないため。 ・ホームページから取得した情報は口座名義が記載されないため。</p>
<p>⑦ 住民票</p> <p>※交付日が認定基準日（令和 8 年 7 月 1 日）以降のものが必要！</p> <p>※7 月 2 日以降に転居した場合は、前住所地での住民票の除票が必要（添付の住民票で令和 8 年 7 月 1 日現在の住所がわかれば可）</p>	<p>・保護者等全員分（申請書の【2.申請者（保護者等）】および【3.申請者以外の保護者等】に記入した人のもの）と【4.対象となる高校生等】のもの。※世帯全員分でも可。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>必要な記載項目 （日本国籍の高校生等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 世帯主 ※ 続柄 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>必要な記載項目 （外国籍の高校生等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 世帯主・続柄 ※ 国籍・在留資格 在留期間等 </div> </div> <p>・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 ※ 市役所、町役場等で複数枚発行された場合は、抜き取らずにすべて提出してください。 ※ 住民票は、コンビニで取得できる市町もありますので、各市町のホームページ等でご確認ください。</p>
<p>⑨ ・ ⑩ 収入状況を確認する書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>生業扶助受給世帯</p> </div> <p>生業扶助 受給証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>非課税世帯</p> <p>105,500 円未満</p> <p>105,500 円以上 182,500 円未満</p> </div> <p>下記のいずれか提出 { 課税証明書 { 非課税証明書</p>	<p>認定基準日（令和 8 年 7 月 1 日）現在</p> <p>・生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できるもの。 ・申請者の名前、高校生等本人の名前が確認できるもの。 ※ 福祉事務所、町役場（生活保護担当窓口）で取得してください。 ※ 生活保護世帯であっても、<u>生業扶助（高等学校等就学費）を受給していない場合には、非課税世帯での申請になります</u>ので、生業扶助受給証明書ではなく課税証明書等を提出してください。</p> <p>令和 8 年度の道府県民税の所得割額および市町村民税の所得割額が確認できるもの （課税額が***表示や省略されたものは不可）。 申請書の 【2.申請者（保護者等）】 } に記入した人のもの 【3.申請者以外の保護者等】 } ※ 市役所、町役場等で取得し、提出してください。 ※ 課税証明書等については、コンビニで取得できる市町村もありますので、各市町村のホームページ等でご確認ください。 ※ 税の未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可</p>
<p>県外の高校生等のみ必要</p> <p>在学証明書（様式 5）</p>	<p>以下の内容を記載した学校の書式でも可。</p> <p>・生徒の名前・生年月日・入学年月日・課程・学校名・学校長名・発行日 ※令和 8 年 7 月 1 日現在に在学していることを記載しており、様式 5 と同様の内容が確認できるもの。</p>